

令和3年(2021年)1月28日

報道機関各社 様

学校職員に対する懲戒処分について

令和3年1月28日付けで、下記のとおり学校職員に対する懲戒処分を決定しましたので、お知らせします。

1 懲戒処分について

被処分者	札幌市立前田北中学校 教諭 佐藤 正人 56歳 男性
処分内容	免職
事案概要	<ul style="list-style-type: none">生徒に対するわいせつ行為 教諭 佐藤正人（当時、八子正人）は、平成5年から平成6年にかけて、被害者1名（女性、平成5年3月当時は中学生）に対して、自宅においてキスをしたほか、学校内で胸を触ったり、車の中で上半身の服を脱がせるなどのわいせつ行為を行った。

2 事案の経過について

平成5年～平成6年	事故発生（被処分者が被害者に上記のわいせつ行為を行う）。
平成13年	被害者が市教委に相談したものの、市教委はわいせつ行為事案とは取り扱わなかった。
平成28年2月	被害者から、市教委に対して被処分者の過去のわいせつ行為を受けたことと、被処分者への懲戒免職処分を求める申し出があった。
平成28年3月 ～12月	被害者に対して、提出された資料や被処分者の事情聴取の内容、専門家（弁護士）の見解を踏まえ検討した結果、申し出のあったわいせつ行為を事実として認定することはできず、現時点において懲戒処分はできない旨を回答した。 (参考) 市教委による被処分者への事情聴取 3回 被害者からの追加資料の提出 4回
平成31年2月8日	被害者が東京地方裁判所に訴訟を提起。
令和元年8月23日	東京地方裁判所は被害者の訴えを棄却。
令和元年9月6日	被害者は判決を不服として控訴。
令和2年12月15日	東京高等裁判所は被害者の控訴を棄却したものの、被処分者のわいせつ行為等を事実として認定。
令和3年1月5日	判決確定。
令和3年1月28日	教育委員会会議を開催し、被処分者の処分を決定。

問い合わせ先：札幌市教育委員会学校教育部教職員課長 烝野(じょうの) TEL 211-3853
サービス・人事制度担当係長 及川(おいかわ) TEL 同上

長谷川 雅英 教育長コメント

本市教員によるわいせつ行為の被害を受けたこと、また、当委員会において十分寄り添った対応ができなかったことにより、長きにわたりつらい思いをされた女性に対し、心から深くお詫びを申し上げます。

児童生徒、保護者、そして、市民の皆様の教育行政に対する信頼を著しく損なう事態となったことに対しまして、重ねて心から深くお詫びを申し上げます。

児童生徒に対するわいせつ行為は、子どもたちの心に深い傷を負わせる非常に悪質な行為であり、断じて許されるものではありません。

子どもたちの教育に携わる教育公務員が過去にこのような行為を行ったことは極めて遺憾であり、この度の司法の判断を重く受け止めております。

再発防止に向けて、子どもたちへの性被害を根絶するという強い意志のもと、管理職を含めた全職員に対して、更なる指導を徹底し、失った信頼の回復に向けて取り組んでまいります。